

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

嬉野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 旧塩田町地域

①現状

本地域は、主に米、麦、大豆の生産が盛んであるが、平坦地と山間部との生産条件の格差が大きく、これを補正する取組が必要である。また、高齢化に伴う農業者の減少によって集落機能が低下し、農地・農業用施設の保安全管理が困難となるなど多面的機能の発揮の促進に支障が出てきていることから、その対策が急務となっている。

②目標

①を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 旧嬉野町地域

①現況

本地域は、周囲を山に囲まれた盆地となっており、「うれしの茶」の産地として有名な地域であり、その他にも、米や大豆等の生産も行われている。しかし、山間部では生産条件が悪く、高齢化等による農業者の減少が懸念される。今後優良な農地の維持・保全が重要となると見込まれる。

②目標

①を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|-----------------------------|
| ① | 旧塩田町区域 | 法第3条第3項第1号、第2号、第3号の各号に掲げる事業 |
| ② | 旧嬉野町区域 | 法第3条第3項第1号、第2号、第3号の各号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業を効果的に推進するため、県、佐賀県土地改良事業団体連合会、佐賀県農業協同組合中央会及び佐賀県農業会議等と連携しながら、法第5条第1項に基づく基本方針に規定する推進組織を構築し、農業者団体等が行う地域ぐるみの共同活動を支援する。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

事業の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(塩田町)

塩田町の全域：旧塩田町・旧吉田村（特定農山村法）

旧久間村・旧竜王村・旧五町田村（佐賀県特認地域）

（ただし、旧竜王村・旧五町田村については、法指定地域と自然条件が連続する集落に限る。）

(嬉野町)

嬉野町の全域：旧嬉野町・旧吉田村・旧塩田町（佐賀県特認地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、畑（樹園地を含む）8 度以上 15 度未満であって、以下の a、b、c いずれかに該当する場合には交付金の対象とする。

a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

b 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

・緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

c 緩傾斜畑が急傾斜田に混在している場合

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定

で指名することもできる。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成 28 年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた 10～15 年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から 5 年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第 6 の 3 の (2) のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

① 地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

② 既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

③ 作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④ 自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A 要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）

⑤ 地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（A 要件「多様な担い手の確保」を選択した場合に記載）

⑥ 他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを選択する。

(ア)以下の要件の a～j のうちから 2 つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成 26 年度までに達成する目標を定める。

a 協定農用地の拡大

b 機械・農作業の共同化

c 高付加価値型農業の実践

d 地場産農産物等の加工・販売

e 農業生産条件の強化

- f 新規就農者の確保
- g 認定農業者の育成
- h 多様な担い手の確保
- i 担い手への農地集積
- j 担い手への農作業の委託

(イ)以下の要件の a 又は b のいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成 26 年度までに達成する目標を定める。

- a 集落を基礎とした営農組織の育成
- b 担い手集積化

(ウ)協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。

3 対象者

対象者は、集落協定又は、個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

認定農業者に準ずる者とは、例えば、嬉野市の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

(1)農業生産条件の強化について

農業生産条件の強化に必要な工種は、下表のとおりとする。

| 工種 | 作業内容 |
|--------|--|
| ほ場整備 | 《区画整理》畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破砕、客土・土壌改良材の投入 《暗きょ排水》弾丸暗きょ等の簡易な暗きょ排水の敷設 |
| 水路工 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・ポンプ場の新設、更新 ・ため池の新設、改修 |
| 道路工 | ・農道の新設、拡幅、敷砂利舗装及びコンクリート舗装 |
| 鳥獣被害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・自己施工による新たな鳥獣侵入防止施設（防護柵）の設置 <p>※ただし、設置済み施設の補修・改良等については、通常管理行為であることから、対象工種としては認めない。</p> |